

## 業務仕様書

### 2025 年度 国別研修「西バルカン地域 中小企業メンターサービス提供能力向上」 に係る参加意思確認公募

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、西バルカン地域の北マケドニア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びモンテネグロにおいて、中小企業に対し包括的な経営支援を提供する人材に日本の経営指導員制度を含めた包括的な中小企業支援制度や事例の紹介を通して、西バルカン各国の中小企業支援人材の実務能力の向上を目的に研修を行うものです。

本事業の遂行にあたっては、ユニコ インターナショナル株式会社（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として契約を締結する予定です。

JICA は 2022 年 2 月から個別案件（専門家）「西バルカン地域中小企業メンター制度強化」を西バルカン 4 か国を対象に実施しており、特定者と業務実施契約を締結しています。同事業開始以降、特定者は各国のカウンターパートや中小企業支援人材（以下、メンター）との協議を通して、現地の中小企業やメンターの課題・ニーズを的確に汲み取り、カウンターパートやメンターの能力強化を継続的に実施してきました。本研修は、同事業で実施しているメンターの実務能力を向上する活動として位置づけられ、本研修の要請段階においても、各国のカウンターパートやメンターと研修内容を議論しており、特定者は研修参加者の能力や関心事項に沿ったプログラムを構成することができる経験と知見を有しています。

本研修は、特定者が現地で実施した研修で育成したメンターを対象にするため、実施中の個別案件（専門家）と同じ機関が本研修を実施することで、本邦での学びを一過性にせず、研修事業で最も重要である研修員が帰国後に本邦での学びを実践する際の継続的なフォローアップ支援も可能になります。

上記の理由により、本研修コースにおいて、特定者は対象 4 か国の課題やニーズ、関心事項に合致したプログラムを着実に実施・提供できる唯一の機関であるといえます。

上記の理由により、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2025 年度 国別研修「西バルカン地域 中小企業メンターサービス 提供能力向上」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2025 年 8 月 27 日～2025 年 9 月 4 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2025 年度）：2025 年 8 月 15 日～2025 年 12 月 31 日（予定）  
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

## 2 応募資格

基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度もしくは令和 07・08・09 年度の全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
  - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
  - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
  - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行

う事業者

- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

### 3 手続きのスケジュール

|                           |       |                                                                        |
|---------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------|
| (1) 参加意思<br>確認書の提出        | 提出期間  | 2025 年 6 月 4 日（水）12：00（正午）まで                                           |
|                           | 提出場所  | JICA 東京 産業開発・公共政策課                                                     |
|                           | 提出書類  | 参加意思確認書（様式 1）、応募要件に該当する<br>全省庁統一資格を有していない者は、参加<br>意思確認書に記載の提出資料一式（写し可） |
|                           | 提出方法  | メール                                                                    |
| (2) 審査結果<br>の通知           | 通知日   | 2025 年 6 月 6 日（金）                                                      |
|                           | 通知方法  | メール                                                                    |
| (3) 審査結果<br>についての理由<br>請求 | 請求場所  | JICA 東京 産業開発・公共政策課                                                     |
|                           | 請求方法  | メール                                                                    |
|                           | 請求締切日 | 2025 年 6 月 13 日（金）                                                     |
|                           | 回答予定日 | 2025 年 6 月 20 日（金）                                                     |
|                           | 回答方法  | メール                                                                    |

提出書類：

- (1) 参加意思確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- (2) 令和 04・05・06 年度もしくは令和 07・08・09 年度の全省庁統一資格の資格  
審査結果通知書の写し

- (1) 誓約書（様式 2）

- (2) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 産業開発・公共政策課（担当：高澤）

電話：03-3485-7635（代表） E-mail：tictip@jica.go.jp

#### 【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は 5MB 以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別添 2）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）の URL と、同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードに

については、別メールにて送付する)。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。

- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。

- ・ JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

#### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記 3 (3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めます。

ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記 2. 応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、参加意思確認書に添付してください。結成届への代表者印及び構成員のすべての社の社印は省略可とします。

- (12) 補強：補強は認めません。

- (13) 再委託：

- 1) 再委託は原則禁止となりますが、印刷・製本、資料整理、翻訳・通訳、会場借上等の本業務に付随する軽微な業務を再委託することは可能です。

一部業務の再委託を希望する場合はプロポーザルにその再委託予定業務、再委託企業名等を記述してください。

- 2) 再委託の対象となる業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。
- 3) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
- 4) なお、契約締結後でも、当機構から承諾を得た場合には再委託が可能です。

以 上

2025 年度 国別研修西バルカン地域 「中小企業メンターサービス提供能力向上」  
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 国別研修西バルカン地域 「中小企業メンターサービス提供能力向上」

(2) 全体受入研修期間（予定）

【来日研修】2025 年 8 月 26 日～2025 年 9 月 5 日

(3) 研修員（予定）

1) 定員 10 名

2) 研修対象国 北マケドニア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ

3) 研修対象組織・対象者

・研修対象組織：

北マケドニア：北マケドニア共和国起業振興局、地域起業開発センター

セルビア：セルビア開発庁、地域開発エージェンシー

ボスニア・ヘルツェゴビナ：海外貿易経済関係省、連邦開発・起業工芸省、サラエボ経済地域開発機構、スルプスカ共和国開発庁、City Development Agency

モンテネグロ：経済開発省企業競争力強化局、ビジネスセンター

・研修対象者：

中小企業に対し、包括的な中小企業支援を提供するメンター

(4) 研修使用言語

英語

(5) 研修の背景・目的

本事業の対象 4 か国（セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、北マケドニア（以下、同地域））では、中小企業が国内企業数の大半を占め、雇用創出や貿易赤字の削減等、中小企業振興を主要開発課題として位置づけている。一方で、各国の中小企業は金融アクセスや不透明な行政手続き等の課題に直面しており、このような課題に対処するため、各国は欧州連合（EU）の制度をモデルとして、中小企業の競争力強化に資する政策や制度の整備を進めてきた。しかし、実施にあたっては、中小企業支援機関の能力強化、中小企業支援

人材の確保や育成、支援メニューの拡充化などが不十分であり、実施機関の能力強化や非金融支援メニューの拡充が求められている。

このような背景の下、JICA は日本の経営指導員の経験を活かし、中小企業に対して企業診断やアドバイザリー活動を行う人材の育成や「中小企業メンター制度」の構築と定着を目指し、2008 年から継続して各国に対し技術協力を実施している。2022 年 1 月からは個別案件（専門家）「地域中小企業メンター制度強化」を実施しており、同案件では①制度の構築及び定着、②現地人材の育成、③域内連携の仕組みづくり等を支援している。

各国で活動を実施する過程において、特に①制度の構築及び定着と②現地人材の育成に関し、日本の経営指導員制度を現地人材が学ぶニーズが確認され、JICA に対し本邦研修を要請した。本研修では、実施中の個別案件（専門家）「地域中小企業メンター制度強化」で育成された人材を対象とし、各国が「中小企業メンター制度」で参考に行っている経営指導員制度を含め日本の包括的な中小企業支援制度を本邦で学ぶ機会を提供することにより、帰国後に研修で学んだ知識や技術を活用し各国の中小企業振興制度を拡充していくことを目的とする。

#### （６） 案件目標

中小企業にメンタリングサービスを提供するメンターが日本の経営指導員制度や包括的な中小企業支援制度を学ぶことを通して、メンターの実務能力と知識の向上を図る。

#### （７） 単元目標（アウトプット）

- ①日本の中小企業の経営能力向上に資する非金融・金融支援活動と受益企業への影響について理解を深める。
- ②中小企業が直面する課題を分析するための実践的な知識とスキルを高める。
- ③メンタリングサービスを提供する際に応用できることを含むアクションプランを策定する。

#### （８） 研修内容

##### １） 研修方法

- ア．講義
- イ．演習・実験／実習
- ウ．見学・研修旅行
- エ．レポートの作成・発表

##### ２） 当機構が実施するプログラム

- ・集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間（予定）

2025 年 8 月 15 日～2025 年 12 月 31 日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

### (2) 業務の概要

以下の日本の事例が十分に参考になるように、講義内容や視察先選定などを工夫して研修を実施する。

- ・ 講義：

- ・ 日本の中小企業支援制度、経営指導員制度
- ・ 公的機関の役割

- ・ 視察：

- ・ 経営指導支援を受けた企業

### (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) 研修員の人選支援
- 15) プログラム・オリエンテーションの実施
- 16) 研修員の技術レベルの把握
- 17) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 18) 研修員のネットワーク形成支援
- 19) 研修員からの技術的質問への回答

- 20) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 21) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 22) 閉講式実施補佐
- 23) 研修監理員からの報告聴取
- 24) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 25) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 26) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 27) アクションプランの進捗確認

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（準委任契約）。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上

年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター 契約担当役 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名) 印  
(メールアドレス)

2025 年度国別研修西バルカン地域 「中小企業メンターサービス提供能力向上」  
に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しま  
すので参加意思確認書を提出します。

記

1 全省庁統一資格（令和 04・05・06 年度もしくは令和 07・08・09 年度全省庁統一  
資格を有する場合）

登録番号：

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4 判 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 添付資料（令和 04・05・06 年度もしくは令和 07・08・09 年度度全省庁統一資格  
を有していない場合は提出要）

（1）組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフ  
レットを添付すること）。

（2）登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から  
3 ヶ月以内のもの）

（3）財務諸表（写）（申請日直前 1 年以内に確定した決算書類）（写）

（4）納税証明書（写）（その 3 の 3、発行日から 3 ヶ月以内のもの）

以 上

提出日： 年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター 契約担当役 殿

2025 年度国別研修西バルカン地域 「中小企業メンターサービス提供能力向上」  
の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項 について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた  
場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

法人番号

住所

法人名

役職名

代表者氏名

印

## 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察 庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協

かし、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係 事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上